

## 第9章 整備

### 第1節 整備の現状と課題

#### (1) 史跡全体

##### 【現状】

- ・ 史跡指定地に隣接して、史跡綴喜古墳群に関する便益施設・駐車場といった来訪者が安全・快適に見学できるための設備が整備されていない。
- ・ 史跡綴喜古墳群を構成する古墳が広範囲に点在している。
- ・ 史跡綴喜古墳群として統一性のあるサイン類(案内板・説明板・道標ほか)が設置されていない。

##### 【課題】

- ・ 来訪者が安全・快適に見学できるよう整備を進める必要がある。
- ・ 来訪者の便益施設や駐車スペースを確保する必要がある。
- ・ 古墳群全体としてのガイダンス施設のあり方や、各古墳を円滑に見学する方法を検討する必要がある。
- ・ 活用のための整備であるサイン類(案内板・説明板・道標ほか)の設置については、史跡綴喜古墳群内における見学者の動線などを検討し、整備する必要がある。また、説明板については、サイン計画を策定して古墳群全体で統一性のあるデザインとし、古墳群であることを明示する必要がある。

#### (2) 大住車塚古墳

##### 【現状】

- ・ 昭和 58(1983)年度に史跡標識・史跡説明板など、昭和 63(1988)年度～平成 3(1991)年度にかけて盛土張芝などの整備を行った。
- ・ 指定地内には史跡境界標、指定地外には史跡標識・史跡説明板・説明板(駒札)が整備されている。
- ・ 指定地内には来訪者への注意を促す看板が整備されている。
- ・ 墳丘上には樹木が繁茂している。
- ・ 墳丘上に標柱(チコンヂ山古墳)が田辺郷土史会(現京田辺市郷土史会)と田辺町によって設置されている。
- ・ 周溝部やその周囲(指定地外)には排水溝などが整備されている。
- ・ 後方部周溝南角(指定地外)に石仏が祀られている。

##### 【課題】

- ・ 墳丘の一部が変形しているため、遺構への影響を確認したうえで、保護層が確保されるよう処置が必要である。
- ・ 現在の整備は、昭和 49(1974)年の指定に基づく整備であり、史跡標識及び史跡説明板の標記や内容

が更新されていない。標識の変更が必要であり、説明板についても史跡綴喜古墳群における大住車塚古墳とした内容に修正する必要がある。

- ・ 墳丘上に繁茂している樹木の適切な管理が必要となる。
- ・ 墳丘上に設置されている標柱(チコンヂ山古墳)は、田辺郷土史会が田辺町と共同で昭和 30 年代に設置したものであり、標柱自体が一定の歴史を持っているため継続した設置が必要であると考え、遺構への影響については検討する必要がある。
- ・ 指定地外に存在する石仏については、今後保護を要する地区内に存在するため、当該範囲の追加指定を行う際には対応が必要となる可能性がある。

### (3) 天理山古墳群

#### 【現状】

- ・ 文化財保護法に定められた保存管理上必要な設備(史跡標識、史跡説明板、史跡境界標など)が整備されていない。
- ・ 指定地内を安全に見学できる見学道がないため、指定地への立ち入りを規制している。
- ・ 指定地内においては整備や管理のための道が整備されていない。
- ・ 指定地内には樹木や竹が繁茂している。
- ・ 指定地北側の樹林は国の名勝に指定されている酬恩庵庭園の借景となっている。
- ・ 天理山古墳群の一部及びその周辺地域には、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」に指定されている区域が存在する。

#### 【課題】

- ・ 文化財保護法に定められた保存管理上必要な設備(史跡標識、史跡説明板、史跡境界標など)やフェンスなどの安全上必要な設備の整備が必要である。
- ・ 公開・活用を図るため、見学ルートの整備が必要である。
- ・ 指定地内の整備や樹木管理、災害時の倒木の搬出などの際に使用する管理道の整備を検討する必要がある。
- ・ 指定地内の調査が不足しており、見学ルートや管理道の設置場所について確定できず、指定地内の整備内容を図化することができない。
- ・ 指定地内の樹木や竹については、遺構への影響や来訪者の安全性を考慮し、適切な管理が必要となる。
- ・ 酬恩庵庭園の借景となっている樹林については、整備に際して配慮が必要になる。
- ・ 指定地内には、「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」に影響を及ぼす原因となる上流の部分の勾配が急な開析谷(同法施行令に言う「溪流」)が存在するため、古墳の保存とともに周辺地域の安全確保が重要であり、整備にあたっては地形の状況や植生を把握したうえで、現況に変状をきたさない整備方法を検討する必要がある。
- ・ 指定地南東に隣接する建物跡地である空き地周辺は放置された状態で排水設備がない。雨水は住宅

付近まで流下しているため、排水設備が必要となる可能性がある。

#### (4) 飯岡車塚古墳

##### 【現状】

- ・ 指定地は墳丘の一部のみであり、指定地の進入経路が未指定の私有地であるため、指定地内の整備は行われていない。
- ・ 標柱及び説明板(駒札)が指定地外に設置されているが、文化財保護法に定められた保存管理上必要な設備(史跡標識、史跡説明板、史跡境界標など)は整備されていない。

##### 【課題】

- ・ 追加指定を行い、整備について検討する必要がある。
- ・ 文化財保護法に定められた保存管理上必要な設備(史跡標識、史跡説明板、史跡境界標など)の整備が必要である。

## 第2節 整備の基本方針

史跡の整備は「保存」のための整備と「活用」のための整備に分けられる。

史跡指定地の整備については、専門家や市民の意見を踏まえて整備基本計画を策定し、同計画に基づき整備事業に着手する。

### (1) 「保存」のための整備の基本方針

#### 【基本方針】

- 古墳や植生の状態を把握したうえで、保存のための適切な整備を行う。
- 文化財の保護を前提に生物多様性の保全に努める。
- 周辺地域の安全確保を踏まえた整備を行う。

#### <古墳の保存のために必要な整備の考え方>

史跡の適切な保存管理を行うため、これまで行われた発掘調査や植生調査・鳥類調査・地形調査による情報に加え、保存や整備に必要な情報の収集を目的に継続的な調査を実施し、保存及び修景の優先度を見極めながら、適切な整備を行う。

整備するにあたっては、史跡を適切に保存管理するため、古墳そのものを整備するだけでなく、史跡指定地の自然環境の保全を目指す。特に天理山古墳群の所在する丘陵地には里山としての環境が残っており、国の名勝である酬恩庵庭園の借景となっている。この豊かな自然環境を維持しつつ、これらを活かした整備を行い、文化財の保護を前提に生物多様性の保全に努めるものとする。

また、史跡としての保存を継続的かつ確実なものとするために、史跡指定地の場所と範囲を示す標識

や境界標、綴喜古墳群の本質的価値を周知する標柱や説明板などの整備を行う。

なお、天理山古墳群の指定地及びその周辺地域に、「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」に指定されている区域が存在することを鑑み、土砂流出などの災害が発生しないような整備を行う。

## (2) 「活用」のための整備の基本方針

### 【基本方針】

- ▶ 活用方法に応じた整備を行う。

綴喜古墳群の本質的価値を伝え、継承していくために、第7章で整理した活用の方向性・方法について、その効果を最大限に発揮できるような機能を検討し、必要な施設などを整備する。

### <文化財として活用するための整備の考え方>

「文化財」としての綴喜古墳群の本質的価値を正しく伝えるため、古墳の形が認識できるような整備に努める。また、広範囲に及ぶ綴喜古墳群について、その全体像を理解できるように、説明板などを用いて古墳群全体の解説を行う。さらに、古墳をつなぐ見学ルートの設定や古墳見学のための環境整備を進める。

## 第3節 整備の方法

### (1) 保存のための整備

古墳の保存のための整備にあたっては、史跡の管理団体である本市が国及び京都府と調整し、保存のための整備に必要な事項を十分に検討し、原則として整備基本計画を策定した上で整備を実施するものとする。

古墳の保存状況等を定期的に観察し、応急措置も含めた保存のための整備を行う。また、墳丘上の樹木の根や台風や大雨などの自然災害が遺構の保存に影響をおよぼす場合があるため、定期的な観察を行い、必要に応じて伐採や剪定を実施する。

整備に際しては、墳丘の保存を基本として、発掘調査等の成果に基づいて、復元盛土などによる墳丘の保護対策を検討し、保存・修景の方針を定めたいうで実施する。

### <史跡を保存するために必要な整備方法>

#### 大住車塚古墳

墳丘の一部が変形しているため、遺構への影響を調査等により確認を行ったうえで、保護層が確保されるよう処置を行う。その際に、埋戻し後の土砂の流出を防ぐため墳丘の保護策についても実施する。

また、墳丘上の樹木の多くが大きく生育しているため主体部など遺構への影響が懸念されるが、伐採・

除根を行えば遺構を破壊する恐れがあるため現状を維持しつつ、剪定や伐採を必要に応じて行う。ただし、墳丘外周部に生育する樹木については外側へ傾斜しているものもあり、倒木の恐れがあるため、定期的に観察を行い、必要に応じて上部の剪定や支えの設置などの対応を行う。

なお、昭和 49(1974)年の指定に基づく整備として、史跡境界標、史跡標識及び史跡説明板が整備されているが、史跡標識及び史跡説明板については、綴喜古墳群としての指定内容へ更新する。

## 天理山古墳群

降雨や経年劣化、獣害による土砂の流出で毀損した墳丘については、盛土などによる保存・修景を実施する。埋戻し後の土砂の流出を防ぐため、墳丘の保護策についても必要に応じて実施する。また、調査等により早急な対応が必要となる箇所が明らかになった場合には、先行して対応を行う。指定地内には樹木や竹が繁茂しているため、遺構への影響を検討した上で、適切な樹木管理を行う。適切な樹木管理を行うためには管理道の整備が必要である。そのため、遺構に影響を与えない敷設場所を十分に検討した上で、管理道の整備を行う。また、竹はその他の樹林へ浸食を続けており、遺構や酬恩庵一休寺の借景としての景観へ影響を与える。植生等の変化に対応する整備を検討するとともに、指定地全体の植生管理についても今後検討するものとする。

前述のとおり天理山古墳群及びその周辺地域には、「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」に指定され、「土石流」及び「崖崩れ」の危険が想定されている区域がある。当該区域の整備に当たっては、京都府の砂防担当部局や市の防災・砂防担当部局と十分協議を行い、法令に定める事項を遵守し、近隣住民及び来訪者の安全を最優先とする整備を進める。なお、整備を進めるにあたっては、地盤や斜面等の必要な調査を行った上で、砂防の専門家の意見を徴しながら進めるものとする。

史跡としての保存を継続的かつ確実なものとするため、文化財保護法第 115 条及び史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に基づき、史跡の名称を示す標識(史跡標識)及び史跡の指定年月日や指定理由等を記した史跡説明板や史跡の位置や範囲を示す史跡境界標を設置する。

## 飯岡車塚古墳

現状としては墳丘の一部のみが指定されている状況であるため、追加指定や墳丘の公有化を行った上で、遺構の保護や樹木管理を行う。

また、文化財保護法第 115 条及び史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に基づき、史跡の名称を示す標識(史跡標識)及び史跡の指定年月日や指定理由等を記した史跡説明板や史跡の位置や範囲を示す史跡境界標を設置についても、追加指定や墳丘の公有化の進捗に併せて整備を進める。

## (2) 活用のための整備

史跡指定地の土地利用等の状況、土地の公有化や追加指定の進捗状況を踏まえて、地盤や斜面等の必要な調査を行った上で、条件の整った古墳から段階的かつ継続的に整備を進め、公開・活用の範囲を広げる。

大住車塚古墳は、既に整備が実施されている。ただし、史跡綴喜古墳群として名称変更がされたことにより設置されている史跡標識及び史跡解説板の内容の更新が必要となる。飯岡車塚古墳については、現在の指定範囲は古墳の一部であり、今後追加指定を進めるとともに指定後に公有化を図り整備を行う予定であり、整備の詳細は今後検討するものとする。よって当面の整備については、比較的條件が整っており、かつ整備が一切なされていない天理山古墳群を優先的に行うものとする。

具体的な整備方法については、綴喜古墳群の本質的価値を構成する墳丘、周溝、外表施設及び古墳の立地する地形を保存しつつ、見学者の安全の確保を前提として、各古墳の保存状況や調査・研究の成果を踏まえたうえで整備基本計画において検討する。

また、史跡指定地外において、ガイダンス施設や便益施設・駐車場の設置を検討する。

#### <史跡を活用するために必要な整備方法>

##### 大住車塚古墳

大住車塚古墳は昭和 49(1974)年の史跡指定後、史跡標識・史跡説明板の設置や盛土張芝などの整備が実施されている。整備後は、管理団体である本市により維持管理が行われており良好に保存されている。しかし、当初の指定は大住車塚古墳単体での指定であったため、追加指定に伴う既設の史跡標識及び史跡説明板の綴喜古墳群への名称変更等の更新を行う。更新にあたっては、平易な表現・内容となるように努める。

##### 天理山古墳群

天理山古墳群については、史跡指定地が公有化されているものの未整備であるために立入を制限しており、また災害の危険性が想定される区域が存在する。これらの課題に対応するため、同古墳群を中心に整備を進めるものとする。整備に際しては継続的に調査を行い、園路や管理道の敷設場所については、遺構に影響を与えないよう十分な検討を行った上で決定するものとする。

整備については、以下の内容が想定される。

- ▶ 園路：各古墳を見学するための園路を設ける。ルートについては、地形的制約より墳丘上に設定する可能性が高く、その場合は遺構に影響を与えないよう十分な保護層を設ける。
- ▶ 遺構表示：これまでの調査成果及び今後実施する発掘調査の成果については、可能な限り公開するよう努めるものとする。例として、葺石及び埴輪列の復元や墓壙範囲の表示などが挙げられる。また、物理的な復元整備だけでなく、ARやVRなどの技術の利用も検討し、史跡の本質的価値の伝達により適した整備を行うものとする。
- ▶ サインの設置：説明板及び案内板は、整備計画に基づき、古墳群周辺の景観にふさわしい統一的なデザインとし、ユニバーサルデザインを考慮したあらゆる人にわかりやすいものとする。また、総合的な案内板等の綴喜古墳群全体について解説したもののほか、天理山古墳群内の各古墳や動植物に関する解説を行うものや、園路の分岐点等に設置するもの、危険箇所への立入禁止や禁止行為を明示するものなど、その目的に応じた適切なサイン表示を行う。なお、これらのサイン類の設置に際して、遺構に影響を与えないようその設置場所及び設置方法は十分な

検討を行う。

- 安全対策：保存のための整備とも重なるが、天理山古墳群及びその周辺地区には「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」に指定されている箇所があり、指定箇所以外にも急傾斜地が史跡指定地内には随所に存在するため、来訪者が安全に見学できるよう見学ルートの設定を行う。また、来訪者が危険な箇所に立ち入ることがないように、フェンス等の安全設備を設置するほか、肥溜め跡については危険の無いよう措置を講ずる。なお、状況に応じて整備に先行して早急な対応を行う。

## 飯岡車塚古墳

飯岡車塚古墳については、所有者と協議を進め追加指定を目指すものであるが、指定後の公有化も含め条件が整ったのち、整備の方法について検討するものとする。

なお、現在判明している古墳の内容について解説する暫定的な説明板を設置する。

## その他活用に必要な施設の整備

綴喜古墳群は京田辺市から八幡市にかけて広範囲に古墳が分布しており、主要な古墳が一定の距離を置いて築造されている。これがこの古墳群の本質的価値の一つである。しかし、広い範囲に古墳が分布するため、古墳群の見学には、古墳群全体の位置情報の提供と効率的な見学ルートの設定、そして案内・誘導するためのサインシステムの構築が必要となる。綴喜古墳群や周辺地域の歴史資源を有機的に結ぶサイン整備を行う。サインシステムの構築にあたっては、綴喜古墳群全体のサイン計画を策定し整備を行う。サインのデザインについては、綴喜古墳群に関するサインであることが明確に伝わるようにデザインの統一性に留意する。そして、Web サイトなどのデジタル媒体やパンフレット・マップ等も同系統のデザインとし、利用者に視覚的な分かりやすさを提供する。

また、安全管理設備や維持管理作業に必要な資機材の保管場所の設置、さらに維持管理用・緊急車両用通路の確保なども検討する。

## 学習教材や観光資源として活用するための整備

綴喜古墳群を学習教材や観光資源として活用するため、関係各者と調整し、活用に資する内容の整備を行う。

